

(仮称) 函館市経済振興プランの構成案

第1章 概要

1. 策定の趣旨

本市の経済振興については、函館市中小企業振興基本条例や函館市総合計画などに基づき取り組んできたところですが、近年、人口減少や少子高齢化の進行、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費行動の変化や物価高騰の影響などにより、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しています。

本プランは、こうした情勢に迅速かつ柔軟に対応していくとともに、将来を見据えた効果的な施策の実施により本市経済の活性化を図るため、また、中小企業の振興に関する基本理念と基本方針を定めた函館市中小企業振興基本条例の実効性を向上させるため策定するものです。

函館市中小企業振興基本条例の基本理念および基本方針

● 基本理念

次に掲げる事項を旨としてその多様で活力ある成長発展を図る。

- (1) 中小企業者の創意工夫が生かされること。
- (2) 中小企業者の経営の改善および向上に対する自主的な努力が促進されること。
- (3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (4) 市、中小企業者等および市民の相互の協力の下に行われること。

● 基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずる。

- (1) 中小企業者の経営の革新および中小企業の創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の人材の育成および確保を図ること。
- (4) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (5) 中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者等相互の連携その他の連携の促進を図ること。
- (6) 地域の資源の活用等による産業の発展および創出を図ること。

2. 位置づけ

本プランは、函館市中小企業振興基本条例に基づいた実施計画として、また、第3期函館市活性化総合戦略の基本目標2「働きがいのあるしごとの創出と地域経済の活性化をめざす」に係る範囲を補完する計画として位置づけるほか、「函館市水産振興計画」や「函館市観光基本計画」等、関連計画との整合性を図りながら推進していきます。

3. 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

第2章 函館市を取り巻く社会・経済の状況

1. 函館市の経済の現状

- (1) 人口
- (2) 産業構造
- (3) 事業所および就業者
- (4) 製造業
- (5) 商業

2. 函館市の経済を取り巻く社会経済情勢の変化

- (1) 人口減少・少子高齢化の進行
- (2) 新型コロナウイルス感染症・物価高騰による影響
- (3) 情報通信技術の発達による産業・生活の変化

3. 函館市の中小企業が抱える課題

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

第3章 経済振興の目標と施策

基本目標1 「 」

- (1) 方向性
- (2) 推進施策
 - ①
 - ②
- (3) K P I

基本目標2 「 」

- (1) 方向性
- (2) 推進施策
 - ①
 - ②
- (3) K P I

基本目標3 「 」

- (1) 方向性
- (2) 推進施策
 - ①
 - ②
- (3) K P I

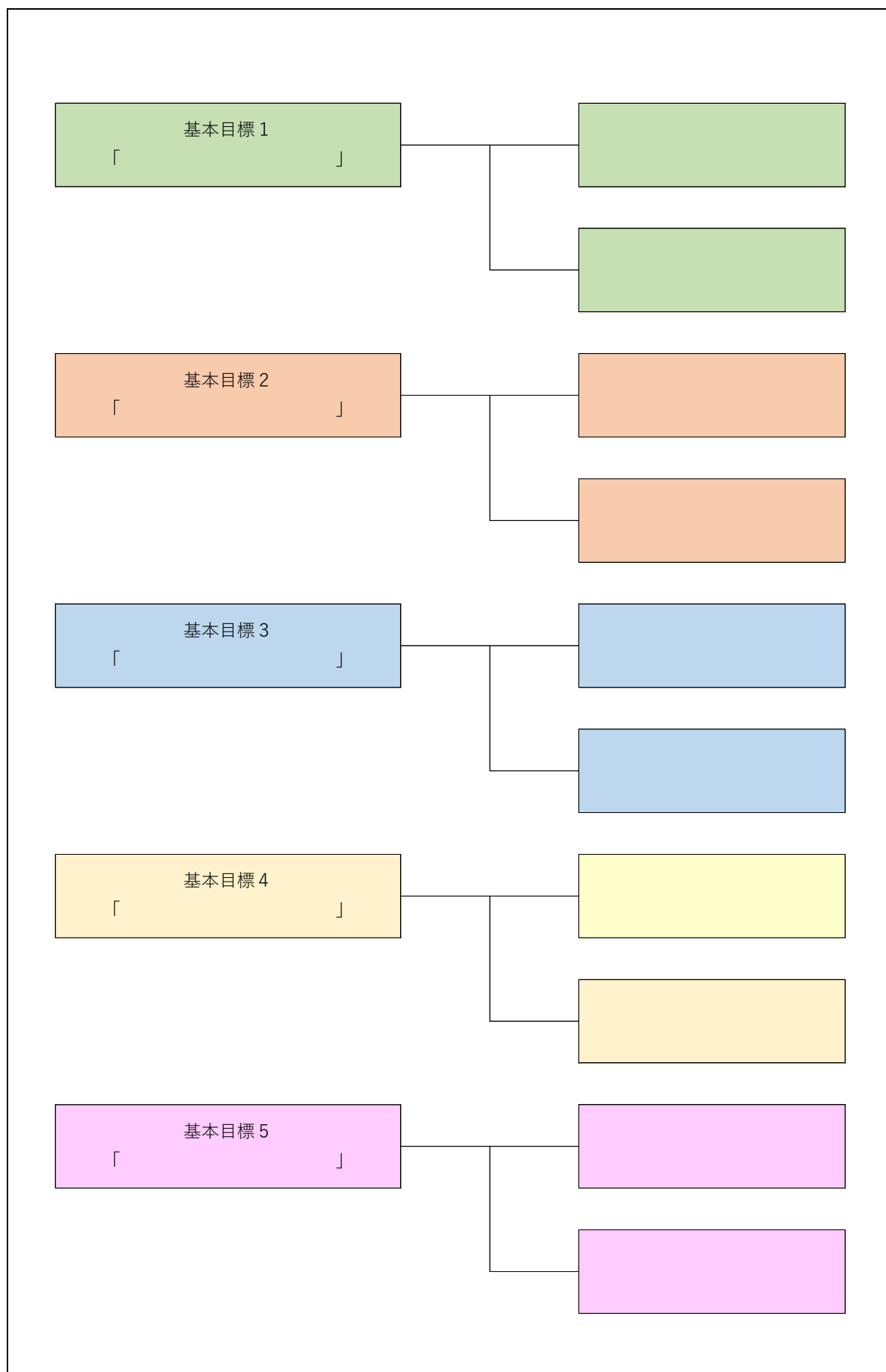
基本目標4 「 」

- (1) 方向性
- (2) 推進施策
 - ①
 - ②
- (3) K P I

基本目標5 「 」

- (1) 方向性
- (2) 推進施策
 - ①
 - ②
- (3) K P I

施策体系図



第4章 計画の推進体制と進捗管理

1. 関係者の役割

中小企業の振興は、市や中小企業者等のみが努力するのではなく、市民も含め、それぞれの協力のもと、函館全体で推進していくことが必要であるため、函館市中小企業振興基本条例において、下記のとおり規定されています。

(1) 市

- ・ 中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、および実施する
- ・ 中小企業者等および国、北海道その他の関係機関と緊密な連携を図る

(2) 中小企業者および中小企業団体

- ・ 経済的社会的環境の変化に即応するため、経営の革新、経営基盤の強化等に努める
- ・ 地域との調和を図り、市民が安全に安心して生活することができるよう努める
- ・ 雇用環境の整備および人材の育成に努める

(3) 市民

- ・ 中小企業が地域経済の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、それぞれができる範囲で中小企業の成長発展に協力するよう努める

2. 進捗管理

本プランは、K P I（重要業績評価指標）を活用して進捗管理を実施します。

また、中小企業支援機関や関係団体、大学等の教育・研究機関などにより構成されている函館市中小企業振興審議会に定期的に報告を行うことにより、効果を検証します。